

会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令 (令和3年法務省令第1号)について

1 本省令の概要

取締役会設置会社においては、取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、計算書類等を提供しなければならないこととされていますが（会社法第437条）、事業報告及び計算書類に表示すべき事項の一部については、当該事項に係る情報を定時株主総会に係る招集通知を发出する時から株主総会の日から3か月が経過する日までの間、継続してインターネット上のウェブサイトに掲載し、当該ウェブサイト上のURL等を株主に対して通知することにより、当該事項が株主に提供されたものとみなす制度（いわゆるウェブ開示によるみなし提供制度）があります（会社法施行規則第133条第3項、会社計算規則第133条第4項等）。

本省令（注1）においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本省令の施行の日から令和3年9月30日までに招集の手続が開始される定時株主総会に係る事業報告及び計算書類の提供に限り（4参照）、同制度の対象となる事項の範囲を拡大することとしています（本省令による改正後の会社法施行規則第133条の2、会社計算規則第133条の2）（注2）（注3）。

（注1）令和3年法務省令第1号においては、監査基準の改訂を受けた会社計算規則の改正も行うこととしていますが、以下では、同省令のうち当該改正に関する部分を除いた部分を「本省令」として説明をしています。

（注2）令和2年5月15日に本省令と同様の改正をした会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（令和2年法務省令第37号）を公布・施行しましたが、同省令による改正は同年11月15日の経過により効力を失っており、今般、改めて同様の改正を行うものです。なお、令和元年の会社法の改正に伴う会社法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年法務省令第52号）が令和3年3月1日から施行されるため、これに伴う所要の変更をしています。

（注3）本省令による改正前の会社法施行規則及び会社計算規則においてもウェブ開示によるみなし提供制度の対象とされていた事項について、ウェブ開示をするための要件等を変更するものではありません。

2 本省令による改正によりウェブ開示によるみなし提供制度の対象となる事項

本省令による改正により、次に掲げる事項がウェブ開示によるみなし提供制度の対象となります（注4）（注5）。

- (1) 株式会社^が事業年度の末日に公開会社である場合において事業報告に表示すべき事項のうち「当該事業年度における事業の経過及びその成果」（会社法施行規則第120条第1項第4号）及び「対処すべき課題」（同項第8号）
- (2) 貸借対照表及び損益計算書に表示すべき事項（注6）（注7）

（注4）ウェブ開示をする旨の定款の定めが必要です。ただし、本省令による改正前の会社法施行規則又は会社計算規則に基づきウェブ開示をする旨の定款の定めが既にある場合には、本省令を受けて定款の定めを新たに設けたり、変更したりする必要はありません。

- (注5) 令和元年の会社法改正に伴う令和2年法務省令第52号が令和3年3月1日から施行されます。同省令により、会社法施行規則第133条第3項が改正され、ウェブ開示によるみなし提供制度の対象となる事項が変更されます。したがって、令和3年3月1日以後は、令和2年法務省令第52号による改正後の会社法施行規則においてウェブ開示によるみなし提供制度の対象となる事項に加えて、上記(1)及び(2)の事項が同制度の対象となることとなります。
- (注6) 監査役等による監査報告及び会計監査人による会計監査報告も含まれます(会社計算規則第133条第1項参照)。
- (注7) 貸借対照表及び損益計算書に表示すべき事項については、会計監査報告に無限定適正意見が付されていることなどの一定の条件を満たす場合にのみ、ウェブ開示によるみなし提供制度の対象となります(本省令による改正後の会社計算規則第133条の2第1項各号。計算書類について株主総会の承認(会社法第438条第2項)を要することとなる場合には、貸借対照表及び損益計算書に表示すべき事項は同制度の対象となりません。)。

3 株主の利益への配慮

本省令は、改正前の会社法施行規則及び会社計算規則においてはウェブ開示によるみなし提供制度の対象とされていなかった2の事項を同制度の対象とするものであることから、2の事項についてウェブ開示をする場合には、株主の利益を不当に害することがないように特に配慮しなければならないこととしています。

どのように株主の利益に配慮するかについては、各社が置かれた個別具体的な事情を踏まえた各社の判断によることとなりますが、例えば、次に掲げるような方法をとることが考えられます。

- (1) 2の事項について、できる限り早期にウェブ開示を開始すること。
- (2) できる限り株主総会までに2の事項を記載した書面を株主(会社法第299条第3項の承諾をした株主を除く。以下(2)において同じ。)に交付することができるように、ウェブ開示の開始後、準備ができ次第速やかに、2の事項を記載した書面を株主に送付すること。あるいは、株式会社に対して2の事項を記載した書面の送付を希望することができる旨を招集通知に記載して株主に通知し、送付を希望した株主に、準備ができ次第速やかに、2の事項を記載した書面を送付すること。
- (3) 株主総会の会場に会場した株主に対して2の事項を記載した書面を交付すること。

4 施行期日・失効

本省令は、公布の日から施行されます(附則第1条)。

本省令による改正に係る会社法施行規則及び会社計算規則の規定は、令和3年9月30日が経過した時に、その効力を失うこととしています(注8)。ただし、同日までに招集の開始された定時株主総会に係る事業報告及び計算書類の提供については、なおその効力を有することとしています。(附則第2条)

- (注8) 本省令による改正に係る会社法施行規則及び会社計算規則の規定がその効力を失ったときは、2の事項はウェブ開示によるみなし提供制度の対象ではなくなります。

以上